

■ 歴史公文書の定義に関する各項目の解釈について

項 目		解釈（文書の例）
組織等	(1) 実施機関の組織及び機能並びに政策の検討過程、決定、実施及び実績に関する重要な情報が記録されていること	<ul style="list-style-type: none"> ・ 県の機関の設置、統合、廃止、改編の経緯並びに各組織の構造や権限及び機能の根拠に関する情報が記録された文書 ・ 経緯も含めた政策の検討過程や決定並びに政策の実施及び実績に関する情報であって、将来までを見据えて政策の理解や見直しの検討に資すると考えられる情報が記録された文書
権利義務	(2) 県民の権利及び義務に関する重要な情報が記録されていること	<ul style="list-style-type: none"> ・ 県民の権利及び義務の法令又は条例上の根拠並びに個人及び法人の権利及び義務の得喪に関する基準や指針等の設定に関する経緯も含めた情報が記録された文書 ・ 個別の許認可等のうち、公益等の観点から重要と認められるものに関する情報が記録された文書 ・ 県への不服申立てや県を当事者とする訴訟の提起等に関する情報のうち、法令又は条例の解釈やその後の政策立案等に大きな影響を与えた事件に関する情報が記録された文書
環境	(3) 県民を取り巻く社会環境、自然環境等に関する重要な情報が記録されていること	<ul style="list-style-type: none"> ・ 政策の変更や優先順位の設定に影響を与えた社会環境、自然環境等に関する情報が記録された文書 ・ 政策が県民に与えた影響や効果、社会状況を示す重要な調査の結果等に関する情報が記録された文書 ・ 本県の自然環境に関する観測結果等、その動態に関する情報が記録された文書
歴史文化	(4) 県の歴史、文化、学術、事件等に関する重要な情報が記録されていること	<ul style="list-style-type: none"> ・ 県の来歴や、多くの県民の関心事項となる自然災害及び事件等の重大な出来事に関する情報が記録された文書 ・ 学術の成果やその顕彰等及び文化、芸術、技術等の功績等のうち重要なものに関する情報が記録された文書